

# 「ソーシャル・ビジネス」で被災地雇用の拡大を

調査本部チーフエコノミスト 杉浦 哲郎

2011.06.13

## 厳しさが増す被災地の雇用情勢

被災地の雇用情勢が厳しさを増している。厚生労働省によれば、雇用保険離職票等の交付は約12万件に達した。沿岸部の就業者数は84万人だったから、7人に1人が職を失ったことになる。また、岩手、宮城、福島の3県で求職活動をしている被災者は約4万人いるが、同地域での求人はその10分の1にすぎず、雇用情勢の厳しさがうかがわれる。

被災地の復興にとって、喫緊かつ最大の課題は、失われた雇いをどうやって取り戻し維持していくかだ。政府の被災者等就労支援・雇用創出推進会議は、「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」フェーズ1(2011年4月5日)、フェーズ2(同4月27日)を策定し、復旧事業や震災対応業務(避難所での高齢者・子どもの見守り等)における雇用創出、被災離職者雇い入れ企業への助成や職業訓練、雇用調整助成金の拡充を進めており、それによって生み出される雇用は、20万人程度と見積もられている。

しかし、こうした施策の効果は、現時点では限定的なものにとどまっているようだ。被災地では仮設住宅の建設が進んでいるが、地元建設業者への発注が少ないことから、地元の雇用を増やす効果が小さいとの指摘がある(注1)。また、阪神・淡路大震災後の経験をみても、復興事業が期待されたような規模で地元雇用を生み出せるのか、疑問が残る。阪神・淡路大震災後の1995年3月、被災失業者の雇用対策として「公共事業就労促進特別措置法」が施行され、公共事業を請け負った会社が新たに人材を必要とする場合、40%以上を被災失業者から雇うことを義務付けたが、96年5月現在で被災失業者の雇用はわずか41人とどまったという(注2)。

さらに、再生エネルギーや医療福祉等を核とした新しい産業拠点の形成、農業・漁業の集約化や加工・販売業との一体再生(いわゆる「第6次産業化」)、コンパクトシティの形成など、さまざまな復興のアイデアが出されているが、それが雇用を回復・維持させるまでには時間がかかる。当面の雇用が確保されなければ、労働者や家族は散逸し、地域再生の基盤が失われてしまうことは明らかである。地元にとどまる人も、仕事がない状態が続けば、スキルは劣化し自立への意欲も萎えてしまう。

## 人手不足が早期復旧を妨げる現実も

一方で、誰の目にも明らかなように、被災地の復旧は大幅に遅れている。環境省の推計によれば、被災3県で発生したがれきは2,382万トン(車、船を除く)で、そのうち撤去されたのは18%にすぎないという。がれきに埋まり、冠水、油の流出などによって使用できなくなった農地や漁港の復旧も進んでいない。仮設住宅の建設は、計画比約半分の2万7,000戸にとどまり、かつ実際に被災者が入居しているのは、その4割強といわれている。つまり、仮設住宅に入居している世帯は、計画の2割しかいないということだ。

また宮城県や岩手県では、震災によって多くの介護サービス事業所が休廃止を余儀なくされ、避難所等で体調を崩す高齢者が増えていると報じられている(注3)。このような状況を見て、増田寛也元総務相(前岩手県知事)は、「被災地ははまだ復旧以前の段階にあるという事実を、とくに政府関係者は再認識すべきである」と述べている(注4)。

以上のような復旧の遅れを引き起こしている要因にはさまざまなものがあるが、人手不足が大きな制約となっていることは否めない。実際、がれき撤去の遅れも、がれきを搬入する仮処分場の不足とともに、がれきをリサイクルできるものと最終処分するものとに分別する作業に従事する労働者が足りないことが影響しているという。

また自治体のマンパワーが限られ、住民の所在確認や各種手続き、住民サービスの提供、復旧事業の遂行に大きな支障が生じている現実もある。例えば、仮設住宅の入居が遅れている理由のひとつとして、居住地を離れることの不安とともに、入居手続きに時間がかかることが挙げられている。また、先述のように、仮設住宅建設が被災地の雇用創出につながりにくい地元以外の業者に発注されていることの背景にも、自治体の人手不足から、発注業務を在東京の協会に委ねていることがあるという。

## 自治体臨時職員の増員で雇用創出と早期復旧を

そうだとすれば、不足しているマンパワーを提供することによって復旧が進み、また復旧が進む中で雇用が増えるという好循環を生み出すことは、十分可能であるように思われる。

自治体が臨時職員を増やして、住民の所在確認やアンケート等による意向聴取、業者等のリスト作成や発注作業、各種手続きの補助等に振り向ければ、他の職員はこれまで滞っていた他の業務を遂行できるし、休暇を取り体力を回復することもできる。作業場の安全を確保した上で、がれきの分別作業に従事する労働者を増やすことができれば、がれき撤去やリサイクル、復旧資材としての活用、農地や港湾の整備が進むことになろう。また、介護サービスに関わるスタッフを増やすことができれば、仮設住宅や避難所にいる高齢者のケア、他所に所在する介護施設への送迎などができるようになる。仮設住宅や避難所と学校、事業所を結ぶコミュニティバスが運行されれば、住民の不安が和らぎ、仕事や勉学に前向きに取り組むこともできる。

それらはいずれも、単に失業者に雇用機会を与えるためだけではなく、復旧を加速するための業務である。その点で、先述した『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』における重点分野雇用創造事業の震災対応分野(避難所での高齢者や子どもの見守り、地域の安全パトロール)や、阪神・淡路大震災後に兵庫県が行った「被災地しごと開発事業」(再就職が困難な45-60歳層に、月10日・5万円程度で街頭美化や交通量調査等簡単な仕事を行う)とは、性格が異なる。自らが復旧・復興に直接関わることによって、そのプロセスが日々前進していることが実感できれば、より強い意欲と創意工夫が生まれることだろう。

## 本格復興に必要な「草の根」からの雇用創出

そしてさらに、いわゆる復旧が終了して復興のフェーズ、そしてポスト復興フェーズに入っても、雇用が維持され創出され続ける状況を作るためには、公共投資や政府補助金、ボランティアに頼るだけでなく、以下に述べるような草の根からの雇用創出メカニズムを構築することが重要だと思われる。

例えば、上記のような業務を担う「ソーシャル・ビジネス」(注5)を育成することが考えられる。ソーシャル・ビジネスとは、社会問題解決のために設立された組織で、利益拡大を目的とする営利企業や、慈善行為を行うボランティア団体とは異なる。そこでは、貧困や教育、医療といった社会問題の解決が目的であり、経済的・財務的な持続可能な形で事業が行われる。利益は事業拡大等の形でコミュニティに還元され、従業員には標準的な賃金と労働条件が与えられる(注6)。換言すれば、ソーシャル・ビジネスは、社会的課題の解決に取り組むことを事業活動のミッションとする社会性と、民間企業のように収益を上げ、継続的に事業を行う事業性の双方を兼ね備えた事業者のことである。

英国では、このような組織が発達し、失業問題の解決などに大きな役割を果たしているという(注7)。例として、ロンドンで事業を開始し、2003年に日本にも設立された「ビッグイシュー」を取り上げる。同社は、まず定価300円の雑誌10冊を無料でホームレスに提供し、ホームレスはそれを販売して得た収入で、それ以降「1冊140円」で同社から雑誌を仕入れ、定価で販売、そして「1冊160円×販売冊数」がホームレスの収入となる、という仕組みを通じて、ホームレスの自立を支援している(注8)。

東日本大震災からの復旧に即していえば、自治体が行ってきた業務の一部をパートナーとして(下請けではなく)請け負うソーシャル・ビジネスが立ち上がれば、現時点でやらなければならない仕事は目の前に山積しているし、公民連携(PPP)の動きが進む中で、活動領域は今後さらに広がっていくだろう。被災者を巡回する福祉サービスは、高齢化が進む地方で、いずれ新しい事業形態を生み出すかもしれない。ソーシャル・ビジネスに対する民間企業の支援も期待される。みずほ銀行は、ソーシャル・ビジネスの立ち上げに際し、ノウハウの伝達やアドバイスなどを行う中間支援組織である「アショカ」(米国)との協力を通じて、日本におけるソーシャル・ビジネスの拡大を支援している。

また、全国の消費者や小口投資家が、被災地の企業や事業の再生を支える動きも芽生え始めている。宮城県ではカキやノリの養殖業者が1口1万円の「1口オーナー制度」を始め、集まった資金を資材購入や修理に当て、養殖再開を目指している。音楽会社「ミュージックセキュリティーズ」も、被災地応援ファン드를設立し、多くの投資家を集めている。

そのようないわば「草の根」から、平時とは異なる多様な雇用を生み出し、復旧を加速し復興につなげていく動きが、これから生まれてくるのではなかろうか。政府の役割は、規制緩和や税制支援等によって、それを促すことであろう。税制についていえば、NPOなどへの寄付を促す市民公益税制が拡充される予定であり、ソーシャル・ビジネスの定着と拡大に資することが期待される。ただ一方で、企業が公益法人に寄付を行う際の非課税枠が限定的で、「薄く広くではなく、メリハリの利いた支援」がやりにくいという現実もあり、さらなる拡充が求められるところである。(注9)

東日本大震災は、草の根セクターがさまざまな社会問題の解決によりきめ細かくまたより大きく関与できる社会を日本にもたらすきっかけになると思われるし、そうなってほしいと思う。

(注) 1. 『河北新報』2011年6月8日付

2. 内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」

3. 「介護、93事業所が休廃止」(『朝日新聞』2011年6月9日付)

4. 「経済教室」(『日本経済新聞』2011年6月7日付)

5. 論者によってニュアンスがやや異なるが、ソーシャル・エンタープライズ、コミュニティビジネスと呼ばれることもある

6. ムハマド・ユヌス『ソーシャル・ビジネス革命』早川書房

7. 藤森克彦「英国キャメロン政権の『大きな社会』とは何か」(『みずほ情報総研レポート』vol.1)

8. 塚越由郁「新しい公共」(『みずほリサーチ』2010年6月)

9. 「企業の寄付 税の壁」(『日本経済新聞』2011年6月2日付)